

学校スポーツ開放事業実施要領（団体開放）

【1. 開放期間】

- (1) 体育館 5月1日から翌年の3月末まで（ただし、12月26日から翌年の1月3日までを除く）。
- (2) グラウンド 6月1日から10月末まで。

【2. 開放日および開放時間】

- (1) 小学校 月曜日～金曜日 19:00～21:00
- (2) 中学校 月曜日～土曜日 19:00～21:00

【3. 団体開放】

- ・市内に居住するか、市内に勤務又は在学する10人以上の構成員（高校生以下の児童・生徒を除く）をもって組織する団体

【4. 日程調整会議】

- (1) 4、7、10、1月の第3火曜日に湿原の風アリーナ釧路において、団体責任者による日程調整会議（開催時間：午後6時30分）を開催し、3カ月分（1月開催時は2カ月分）の利用校、利用日及び利用時間を決定する。
- (2) 日程調整会議において利用校、利用日及び利用時間が決定した団体責任者は、教育委員会所定の「学校スポーツ開放利用申込書」（3枚複写）に必要事項を記入して提出すること。

【5. 照明利用券】

学校施設の使用に際しては、1団体1回につき200円の電気料実費相当分を徴収する。費用の納付方法については、利用団体があらかじめ、スポーツ課等窓口又は、日程調整会議時等にて「照明利用券」（有効期限なし）を購入し、利用日に管理指導員へ提出する。なお、照明利用券の払い戻しは、照明利用券を購入した年度のものについて、当該年度内に行うことが可能である。

【6. 利用上の注意事項】

- (1) 団体開放の利用者は、「団体登録証」を忘れずに持参し、管理指導員にこれを提示するとともに、「利用承認書」（白色）及び「照明利用券」を管理指導員に提出すること。
- (2) 利用後には、隅々まで清掃し、管理指導員の点検を受けること。
- (3) 上記の清掃・点検を含めて、開放時刻終了時には体育館から退出すること。

- (4) 高校生以下の生徒・児童の開放利用は禁止とする。ただし、高校生以下の生徒・児童を開放利用へ同伴させる場合は、他の利用者の開放利用に支障をきたすことが無いようにすること。
- (5) その他、管理指導員の指示には、必ず従うこと。
- (6) 利用者の責に帰する学校施設、設備、備品等の破損、滅失があった場合は、教育委員会が定める損害額を賠償すること。
- (7) 開放施設以外の場所には、絶対立ち入らないこと。
- (8) 屋内体育館の土足は厳禁とする。また、体育館床面の着色を防止するため、上靴の底は白色又は生ゴム仕様のものや競技用の上靴を使用すること。
- (9) 出したゴミは持ち帰ること。
- (10) 学校施設及び敷地内(駐車した車内を含む)での喫煙及び飲酒はしないこと。
- (11) 駐車場以外への車両乗り入れは、絶対にしないこと。
- (12) 学校施設周辺は、住宅が隣接しているため、騒音や大声を発しないこと。
- (13) 日程調整会議において、利用の承認後、利用者の都合により学校施設の利用を中止とする場合は、少なくとも利用日の前日の午後5時までにスポーツ課等まで連絡すること。当日中止または無断中止をした場合は、照明利用券の徴収を行う。
- (14) 利用上のケガ等について、教育委員会は一切の責任を負わないものとし、利用者は、活動中のケガや学校施設の破損を補償するスポーツ安全保険等に、できる限り加入するよう努めること。
- (15) 大津波警報又は津波警報が発令（解除を含む）されている日のスポーツ開放利用は、すべて中止とする。(照明利用券の徴収は行わない。)
- (16) 悪天候・災害等により安全性の確保が困難と判断した場合は、開放を中止とする場合がある。又、利用団体から悪天候・災害等を理由に利用中止の申し出があった場合は、開放を中止とする。(当日中止の場合も照明利用券の徴収は行わない。)
- (17) 開放校が臨時休校となった日の開放は中止とする。(照明利用券の徴収は行わない。)

【8. 利用承認の取り消し】

次に該当する場合は、学校施設の利用承認を取消すことがある。

- (1) 釧路市立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則に違反したとき
- (2) 学校施設を学校の行事等により、利用することになったとき

- (3) 同一利用月に、一つの利用団体が2箇所以上の学校施設を利用したとき
- (4) 管理指導員の指示に従わないとき
- (5) 「学校スポーツ開放実施要領」の「利用上の注意事項」を遵守しなかったとき

【9. 学校別（釧路地区）利用可能種目一覧】

		バスケットボール	バレーボール	ソフトバレー	バドミントン	ソフトテニス	ミニテニス	卓球	フットサル	硬式テニス	グラウンド開放	開 放 日	
												団体開放	地域開放
小 学 校	釧路		○	○	○	○	○					—	月～土
	中央		○	○	○							—	木・金
	城山		○	○	○	○	○					月・水～金	火
	湖畔		○	○	○		○					—	月～土
	桜が丘		○	○	○	○	○					—	月～日
	鳥取		○	○	○	○						月・水～金	火
	共栄		○	○	○							月・水・木	火・金
	青葉		○	○	○							月・火・金	水・木
	朝陽		○	○	○			○				月・水・木	火・金
	光陽		○	○	○							月・水・金	火・木
	清明		○	○	○		○					—	月～土
	新陽		○	○	○							月・木	火・金
	大楽毛		○	○	○		○					—	月～土
	山花		○	○	○							—	水
	東雲			○			○					—	月～日
	愛国		○	○	○							月・水～金	火
	鳥取西		○	○	○							月～金	—
	武佐		○	○	○	○		○				月・水～金	火
	美原		○	○	○	○	○	○				—	月～土
	昭和		○	○	○	○						月・木	火
興津		○	○	○	○						月・水・木	火・金	
鶴野		○	○	○		○					—	月～日	
芦野		○	○	○							月～水・金	木	
旧桂恋					○						—	月～日	
中 学 校	幣舞	○	○	○		○						月～土	—
	北	○	○	○	○	○			△注1)			月～土	—
	春採	○			○	○	○			○		月・水	火・木
	鳥取	○	○	○	○	○						月～土	—
	共栄	○	○	○	○	○						月～土	—
	景雲	○	○	○	○				△注1)			月～金	—
	大楽毛	○	○		○							月・水・木	火・金
	桜が丘	○	○	○	○							月～土	—
	青陵	○	○	○	○				△注1)		○	月・水～土	火
	美原	○	○		○	○		○				月・水～金	火・土
	鳥取西	○	○	○	○	○						月～土	—

注1) フットサル種目について、△印はシュート等のボールが壁に当たる可能性がある行為を禁止する。

【問合せ先】 釧路市教育委員会 生涯学習部 スポーツ課
釧路市錦町2-4 フィッシャーマンズワーフM004階
☎ 0154-31-2600